

国籍取得届

(国籍法第3条第1項)

令和4年 5月30日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする

者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)

15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(令和4年5月15日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた) 氏名	(氏) ルイサ	(名) マリア	
	国籍	フィリピン共和国	父母との続柄 <input type="checkbox"/> 男 長 <input checked="" type="checkbox"/> 女	
	生年月日	令和3年 12月 25日		
	出生場所	東京都千代田区		
	住所	東京都千代田区平河町○丁目 ○番地 ○番 号		
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) 甲野 (名) 辛雄	母(氏) ルイサ (名) メアリー	
	本籍	東京都千代田区平河町 1丁目	フィリピン共和国	
	外国人の場合 国籍	○番地 ○番	番地 番	
	筆頭者の氏名	甲野 辛雄		
国籍を取得すべき事由	<input checked="" type="checkbox"/> 父が認知をした。 <small>(父が認知をした日 令和4年1月30日)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 18歳未満である。 <input checked="" type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input checked="" type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 認知をした父が現に日本国民である。 <input type="checkbox"/> 死亡の時に日本国民であった。 <small>(死亡した日 年 月 日)</small>			

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍	東京都千代田区永田町1丁目○番		父母婚姻の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏) 甲野	(名) マリ子	
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしていいる。 <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。 <input type="checkbox"/> 認知している。 <input type="checkbox"/>		

届出人 署名	※受付の際に自筆していただきますので、空欄にしておいてください。
-----------	----------------------------------

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人 の資格	親権者 <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 後見人
署名	※受付の際に自筆していただきますので、空欄にしておいてください。
住所	東京都千代田区平河町 番地 ○丁目 ○番 ○号
	番地 番号

上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。
受付担当官

(届出人連絡先電話番号 03-0000-△△△△)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出席し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 □には、該当する事項の□内に✓印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からぬい場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。

また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。

- 7 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 8 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。

なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要があります。

- 9 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することになった場合は、20歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 10 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。